

伊賀市遠隔窓口システム
導入業務に係る公募型プロポーザル評価基準書

令和4年8月

伊賀市デジタル自治推進局

伊賀市（以下「当市」という。）が業務で使用する遠隔窓口システム（以下「本システム」という。）及び本システム導入後の運用保守の受託候補者を選定するため行う公募型プロポーザル方式の評価基準を、次のとおり定める。

1 審査機関

- (1) 審査は、伊賀市遠隔窓口システム導入業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査委員会は、事業者から提出された企画提案書等について、「伊賀市遠隔窓口システム導入業務に係る公募型プロポーザル評価基準書」（以下「評価基準書」という。）に基づき評価する。

2 最優秀候補者の選定

最優秀候補者の特定までに関わる審査は、審査委員会が実施し、最も優れた提案を行った事業者を契約の最優先候補者として選定する。

審査委員会は、提案内容を公平かつ客観的に評価して、最優秀候補者の選定をするため、審査（プレゼンテーション、デモンストレーション）において以下の評価を行い、評価結果を数値化する採点方式を採用し、各評価点を合計した総合計点により、最優秀候補者を選定する。

複数の提案者の総合計点が同点である場合は、「機能評価点」が高い者を最優秀候補者とする。また、それでも決定しない場合は、「デモンストレーション評価点」が高い者を最優秀候補者とする。また、それでも決定しない場合は、くじにより最優秀候補者を決定する。

ただし、総合計点が500点未満の場合は、見送ることもあり得る。

また、提案者が1者のみの場合でも審査を実施する。

3 審査概要

審査（プレゼンテーション、デモンストレーション）の概要は以下のとおりとする。

- ① プレゼンテーションは企画提案書による提案説明とし、デモンストレーションは実機による実演とする。
- ② プレゼンテーションの際に新たな資料については、配布及びモニターへの掲示は認めない。
- ③ 審査の時間は、プレゼンテーション及びデモンストレーション40分、質疑応答20分程度の計60分以内とする。
- ④ 審査に必要な機器等については、液晶モニター（80インチ）1台は当市で準備し、その他の機器（パソコン等）は提案者が準備すること。なお、上記とは別に、準備時間及び片付けの時間は別途通知する。

- ⑤ 審査の順番はプロポーザル参加資格確認申請書の受付順とし、時間については別途通知する。

4 評価方法

評価方法については以下のとおりとする。

なお、各評価点の算出にあたっては、小数点以下2桁までを有効として、小数点以下3桁目で四捨五入する。

(1) 評価の観点

以下の観点から提案内容を評価する。

項 目		評価の観点
技術評価	提案内容評価 (プレゼンテーション評価)	「伊賀市遠隔窓口システム導入業務に係る公募型プロポーザル企画提案書(以下「企画提案書」という。)」の内容から、本市が要求する業務要件に対して、性能・信頼性・拡張性を考慮した適正なシステム構成の提案であるか評価する。
	デモンストレーション評価	デモンストレーション評価項目について、デモンストレーションを実施して、機能・操作性・画面の見やすさ等を評価する。
	機能評価	「伊賀市遠隔窓口システム導入業務に係る公募型プロポーザルシステム機能調査表(以下「システム機能調査表」という。)」の評価項目に対する回答内容により、本市が要求する業務要件に対するシステムの適合度合いを評価する。
価格評価		「伊賀市遠隔窓口システム導入業務に係る公募型プロポーザル提案見積書(以下「提案見積書」という。)」を基に、運用開始後5年間のライフサイクルコストを総額で点数化して評価する。

(2) 評価点の配分

総合計点の満点を1,000点とし、各評価項目の評価点の配分は次のとおりとする。

項 目		評価点(満点)
技術評価	提案内容評価(プレゼンテーション評価)	300点
	デモンストレーション評価	300点
	機能評価	300点
価格評価		100点

総合計点	1,000点
------	--------

5 配点の詳細について

(1) 技術評価の配点について

① 提案内容評価 (300点満点)

提案内容評価項目及び評価項目毎の配点は次のとおりとする。

提案内容評価点 (総合点)				300点
項番	大項目	項番	小項目	評価点 (満点)
1	会社概要 等	1.1	会社概要等	10点
2	システム構築	2.1	機能体系	10点
		2.2	機能要件	50点
		2.3	追加機能	20点
		2.4	稼動前研修	10点
3	システム基盤	3.1	システム基盤 (全般)	20点
		3.2	システム基盤 (機器等)	50点
		3.3	セキュリティ	20点
4	導入・運用	4.1	導入計画	20点
5	保守業務	5.1	運用保守業務	20点
		5.2	ハードウェア保守業務	20点
6	その他	6.1	課題解決	30点
		6.2	追加提案	20点

② デモンストレーション評価 (300点満点)

デモンストレーション評価項目及び評価内容並びに評価項目毎の配点は次のとおりとする。

デモンストレーション評価点 (総合点)			300点
項番	項目	内容	評価点 (満点)
1	呼び出し・応答機能	支所端末から本庁端末への接続要求から本庁端末での応答までの機能について、提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	100点
2	書類撮影・ズームイン・ズームアウト	書画カメラ等により、市民が持参した書類等を撮影し、本庁端末へ送信する	100点

	ト機能（静止画）	機能について、提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	
3	保留機能	相談中に本庁端末の操作により保留状態とする機能について、提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	50点
4	転送機能	一時的に支所端末との通話を保留し、他の本庁端末へ転送する機能について、提案者が提案するシステムの機能・操作性・画面の見やすさ等のアピールをするデモンストレーションを実施すること。	50点

③ 機能評価（300点満点）

「システム機能調査表」の回答による機能評価項目及び評価項目毎の配点は次のとおりとする。

機能評価点（総合点）			300点
項番	大項目	小項目数	評価点（満点）
1	基本機能	11	135点
2	画面機能	3	40点
3	映像・画像・音声機能	7	85点
4	印刷・読込機能	3	40点

(2) 価格評価の採点方法について（100点満点）

価格評価点は、提出された「提案見積書」の価格評価見積金額によって算出する。最安価の提案事業者に満点の価格評価点を与え、その他の提案事業者には次の計算式で価格評価点を算出する。

$$\text{価格評価点} = (\text{最安価な提案事業者の見積価格} / \text{見積価格}) \times 100$$